

尼崎市中小企業研究開発助成要綱

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、新技術、新製品及び新サービスの開発を行う中小企業者等に対し、当該開発に要する経費の一部を助成することにより、本市中小企業の技術開発力の向上と新分野進出の円滑化等を図り、もって本市産業構造の高度化に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (3) 企業間連携 企業や団体との連携をいう。
- (4) 産学官交流 大学又は公的研究機関等との交流をいう。
- (5) 申請期間 助成金の交付を受けようとする年度の4月1日から5月31日までの間をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市税の滞納のない次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 市内に事務所を有する中小企業団体
- (3) 半数以上が市内に主たる事務所を有する中小企業者で構成される企業グループ

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、新規性があり、産業経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すると認められる新技術、新製品及び新サービスの研究開発にかかる事業とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に係る経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費
- (2) 機械装置又は工具・器具の購入又は借用に要する経費
- (3) 設計料、外注加工及び試験依頼等外部への委託に要する経費
- (4) 工業所有権の導入に要する経費
- (5) 技術指導の受入れに要する経費
- (6) 直接人件費（開発に直接関与する者の直接作業時間に対するものに限る。）
- (7) その他市長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、助成対象経費の総額に限度額を設けることとし、その額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 第4条に該当する事業 300万円
- (2) 前号の規定にかかわらず、助成金の交付申請の提出状況により、交付すべき助成金の額が当該年度の予算額を超える場合は、予算の範囲内において主管局長が定める額とする。

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、助成対象経費の総額（助成対象経費の総額が前条第2項各号に定める限度額を上まわるときは、当該限度額とする。）に2分の1の助成率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、SDGs 企業登録事業において「あまがさき SDGs パートナー」として登録が完了し、助成率の引上げを申請する者については、助成対象経費の総額（助成対象経費の総額が前条第2項各号に定める限度額を上まわるときは、当該限度額とする。）に3分の2の助成率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定において、助成金の交付を受ける場合は、過去にSDGs 企業登録事業の助成率の引上げによる助成金の交付を受けていないこととする。

（助成金の交付対象期間）

第6条の2 助成金の交付対象期間は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当初の申請のあった日の属する年度に事業着手し、当該年度に事業完了を行うものにあつては、申請年度の1年間。
- (2) 当初の申請のあった日の属する年度に事業着手を行い、翌年度に事業完了を行うものにあつては、申請年度及びその翌年度の2年間。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を申請しようとする者は、申請期間中に、中小企業研究開発助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 企業概要書（第2号様式）又は団体（グループ）概要書（第2号様式の2）
- (2) 開発実施計画書（第3号様式）
- (3) 開発資金計画書（第4号様式）
- (4) 決算報告書（直近期分）
- (5) 市税に未納の税額がないことを証明する納税証明書（発行後3箇月以内のもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 第6条の2第2号にかかる事業については、当初の申請のあった日の属する年度の翌年度の申請については、交付申請書及び前項第2号から第6号までを申請年度の4月末日までに提出するものとする。

3 前項にかかる交付申請書の提出は、第12条第4項における中小企業研究開発助成金審査結果通知書（第6号様式の2）に、翌年度事業の申請を認める旨の記載がなければ、行うことができないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は予算の範囲内で申請期間以外にも別に期間を定め、交付申請書の提出を受け付けることができる。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは中小企業研究開発助成金交付決定通知書（第5号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、又、不適當であると認めたときは中小企業研究開発助成金不交付決定通知書（第6号様式）により、それぞれ申請者に対し通知するものとする。

(助成事業の内容変更等)

第9条 前条の規定による交付決定通知書の送付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、当該交付決定に係る事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更（廃止を含む。以下次項において同じ。）しようとするときは、あらかじめ、中小企業研究開発事業計画変更承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1)助成対象経費の総額の10%以内の額を当初計画経費区分の額から増額するもの
- (2)助成対象経費を減額するもの
- (3)経費の目的を実質的に変更するものでないもの
- (4)助成目的及び事務能率に関係しない程度の事業計画の細部に関するもの

2 市長は、前項の規定により、助成事業の内容の変更を承認したときは、中小企業研究開発助成金変更承認及び変更後交付決定通知書（第7号様式の2）により助成事業者に通知するものとする。

（事業実施の報告）

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに、事業実績報告書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1)仕様書、図書（設計図、写真等）
- (2)工業所有権等申請書類の写し
- (3)事業実績書（第9号様式）
- (4)収支決算書（第10号様式）
- (5)その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による事業実績の報告を受けたときは、提出書類の審査又は必要に応じて行う調査等により、報告内容の確認等を行い、交付確定額を中小企業研究開発助成金交付確定通知書（第10号様式の2）により助成事業者に対して通知するものとする。

（助成金の交付請求及び交付）

第11条 前条第2項の規定により交付確定額の通知を受けた助成事業者は、中小企業研究開発助成金交付請求書（第11号様式。以下「交付請求書」という。）を市長に提出し、助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の交付請求書を受領したときは、受領した日の属する月の翌月末に助成金を交付するものとする。

（開発状況等の調査等）

第12条 市長は、必要があると認めたときは、第8条の規定により交付申請書の提出を行った者に係る助成対象事業の開発状況等を調査し、又は報告を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する者に係る助成対象事業を支援するため、必要な助言又は指導を行うことができる。

3 助成事業者は、第6条の2第2号にかかる事業にあつては、初年度事業の完了までに

事業の進捗状況について、市長の審査を受けなければならないものとする。

4 市長は、前項にかかる審査結果について、中小企業研究開発助成金審査結果通知書（第6号様式の2）により、助成事業者に通知するものとする。

（懇話会の設置等）

第13条 市長は、第8条に規定する助成金の交付決定に関して、必要な事項を評価するために尼崎市中小企業新技術・新製品創出支援事業懇話会（以下「懇話会」という。）を置き、構成する有識者等から個々の意見を聴取するものとする。

2 懇話会は、その評価に際し、必要があると認めるときは公的研究機関等に意見を求め、評価の参考とすることができる。

3 第1項に規定する場合のほか、市長は、この要綱の適用に関し必要があると認めるときは、構成する有識者等に意見を求めることができる。

（構成）

第14条 懇話会は、構成員7人以内で構成する。

2 構成員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が適当と認める者

（開催期間）

第15条 各年度の中小企業新技術・新製品創出支援事業の実施期間中に開催する。

（召集）

第16条 懇話会は主管局が召集する。

（庶務）

第17条 懇話会の庶務は、主管局で処理する。

（交付決定の取り消し又は助成金の返還等）

第18条 市長は、助成対象者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定又は助成金の交付決定の内容に違反したとき

(2) 虚偽の申請若しくは報告、又は不正な行為により、助成金の交付を受けたとき

(3) 助成事業の内容変更により助成金の交付額を変更したとき

(4) 助成事業を取り止めたとき

(5) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第2項から第4項に該当するとき

(6) 暴力団等の利益になるとき

(7) その他市長が特に必要と認めたとき

2 前項（第3号及び第4号を除く。）の規定により助成金の交付決定を取り消され、又は助成金の返還を命ぜられた者に対しては、助成金の交付決定を受けた年度の翌年度以降、助成金の交付は行わないものとする。

（帳簿等の整備）

第19条 助成事業者は、助成事業に係る収支を記載した帳簿を設け、その証拠となる書類を整備しなければならない。

（成果の発表）

第20条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業の成果を当該助成事業者に発表させることができる。

（適用除外）

第21条 国、県等が行う類似の助成制度の適用を受けた事業については、この要綱による助成の対象とはしないものとする。

（実施の細目）

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

（実施期日）

1 この要綱は平成13年11月29日から実施する。

（経過措置）

2 平成13年度において、第2条第5号に規定する申請期間とは実施期日から平成13年12月14日までとする。

3 平成13年度において、第4条中の「申請日の属する年の翌1月末日」は「申請日の属する年の翌3月15日」と読み替えるものとする。

（委員の任期の特例）

4 第3条第1項の規定にかかわらず、この要綱に基づく最初の委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成15年3月31日までの間とする。

（招集の特例）

5 最初に召集される審査会は、第17条の規定にかかわらず、主管局長が召集する。

付 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。